

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	11 (社福)長野市社会福祉協議会 【重点見直し団体】
主な業務内容	地域福祉に関する事業(地区社会福祉協議会活動推進事業、配食サービス事業 ほか) 市が設置した施設の管理・経営(児童館・児童センター、老人福祉センター ほか) 介護事業
財務状況 (17年度決算)	流動比率は約425%と流動性が高く、また固定資産(約9億6,900万円)の約93%は現金(基本金及び積立預金等)であることから、資金面での課題はなく、また固定負債も退職給与引当金のみであり、累積欠損も生じておらず、財務状況の健全性は高い。 事業活動収支(損益)も平成17年度は約8,200万円の黒字(介護事業等の利益)を計上しており、良好な状況であるが、介護保険法改正による単価改定に伴い、今後は収益の縮小が見込まれる。 地域福祉に関する事業については、主に市からの経常経費補助金(約1億8,200万円)で運営されており、補助金に対する依存度は高い。
団体の課題	法人全体の事業費の約7割を介護事業が占めている。介護事業は、規制緩和により社会福祉法人以外の株式会社などにも参入が認められており、「民間にできることは民間に」の基本原則に基づき、公的な団体である市社会福祉協議会のシェアを小さくし、民間の活動領域を拡大していくことが必要である。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	業務を縮小した上で存続	(以下のとおり)	(以下のとおり)
業務範囲の見直し	介護サービス部門の縮小	中山間地域を含めて担う民間事業者が進出することは困難と思われ、「制度があってもサービスが無い」ことを避けるためにも市社協が介護サービス事業を完全撤退することは社会的使命としても許されず、経営環境が悪化する中でも継続していく必要がある。 しかし、介護サービスの各事業ごとに現況を分析し、非効率な部門や不採算部門の改善策を講じ、他事業者の参入が多く市場原理の下での競争により、経営が厳しい市街地等においては、事業所の統合など効率的な経営を進め、事業規模を順次縮小していく。	【高齢者福祉課】 【介護保険課】
	高齢者等外出支援サービスの地区社会福祉協議会への移管	市が実施主体となっている豊野、戸隠地区の移送サービス事業については、地域で助け合うという基本理念に基づき、地区社会福祉協議会が実施機関となる地域福祉サービス事業(福祉有償運送の福祉移送サービス)へ移行する方向で地元と協議を進める。 大岡地区の過疎地有償移送(市が実施主体で、健常者も対象とする。)については、地域の交通体系全般の見直しの中で調整する。	豊野・戸隠地区で市が実施している高齢者等外出支援サービス事業は、合併に伴う経過措置として実施していたもの。 また、大岡地区で実施している過疎地有償移送サービス事業についても、合併に伴う経過措置として実施しているものであり、平成20年度を目途に大岡地区の交通体系全般の見直し(交通政策課)の中で併せて位置付けを検討していく。 【高齢者福祉課】

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項	
業務範囲の見直し	生きがいデイサービス事業の見直し	老人憩の家等へ高齢者(介護を必要としない者)を送迎し、デイサービスを実施するものであるが、対象者のうち特定高齢者(要支援又は要介護になるおそれがある者)については、介護予防の観点から事業を継続する必要があるが、特定高齢者に該当しない者については、受益者負担の見直し又は民生・児童委員と連携して地域福祉活動を促進する中で、自己責任に基づいて社会参加を促進するよう見直しを行う。	生きがいデイサービス事業は、市からの受託事業であり、市と協議の中で検討する。	平成20年度から、対象者要件に「市民健康診査結果による特定高齢者」であることを追加し、介護予防事業としての位置づけを明確にする。 【高齢者福祉課】
	児童館等管理運営の見直し	学童型の児童館・児童センターについては、指定管理者の募集において複数の応募があったことから、市社会福祉協議会に限らず、地域の実情に応じて多様な団体に担わせることが適当である。 現在は、おやつ代の実費以外は無料としているが、児童館・児童センターに期待される市民ニーズに対応したサービスの向上を図るため、利用料の徴収など受益者負担の導入を検討する。 また、国の「放課後子どもプラン」(平成19年度予定)の実施によっては、児童館等のあり方に影響があるので、その動向を見る必要がある。	市社協の本務は地域福祉の推進であり、施設管理を伴う事業は他に担い手があれば受けるべきではないと考え、次回の指定管理者募集について、市社協は原則として応募しない。 受益者負担については、市の動きを見守りながら対応していく。 「放課後子どもプラン」について、地域の皆さんとともに児童館等のあり方を提案していく。	国の「放課後子どもプラン」に基づき策定する「長野市放課後子どもプラン」の実施を見据えた児童館・児童センターあり方を決定し、指定管理者に示し各館の管理運営に反映させる。 受益者負担の導入については、利用料金の徴収方法等を検討し、平成20年度から導入する。 【児童福祉課】
その他	人件費コスト削減	地域福祉に関する事業に要する経費は、人件費を含めてほとんど市からの補助金によって賄われているため、人件費コストの削減に努めるべきであり、地方公共団体の集中改革プランに準じて、今後5年間で5%前後の人員削減を行うことが妥当である。	市社協以外に担い手がある事業はできるだけ移行を図り、日常的にムリ・ムダ・ムラを排除する。社協正規職員を育て、市からの派遣職員の削減に努め、また社協正規職員退職者の再雇用により高齢者雇用促進と自立を目指す。	【厚生課】
	退職手当積立に対する補助金の見直し	ヘルパー職員の退職手当積立に対する補助金(1,500万円)は、在宅福祉の充実という市の政策に沿って正規職員を集中的に雇用したことから生じた内部留保資金不足への補てん措置であるが、平成17年度の法人全体の事業活動収支(損益)で約8,200万円の黒字を計上していることから、今後は収支状況を勘案して必要に応じて補助金を交付するよう見直しを行う。	介護事業については効率的な運営に努め、黒字を生み出し、内部留保により市の補助金をできる限り減額するよう団体自身が努力を続ける。	

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕			外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
その他	施設の無償貸付の見直し	<p>市社会福祉協議会が市から無償貸付を受けているふれあい福祉センターの事務所スペースのうち介護サービス課部分及び老人福祉センター内のデイサービスセンターについて、民間の介護事業者との均衡を考慮し、施設の無償貸付を見直し、有償貸付を検討する。</p> <p>なお、国庫補助金を受けて整備した老人福祉センターについては、有償貸付に伴い補助金適正化法に基づいて補助金の返還が発生することとなるが、法が定める処分制限期間を経過している場合又は国庫補助金を受けないで整備した場合などは適用がないため、それらに留意しつつ、市有財産条例に基づき適正な使用料を徴収する。</p>	<p>各事業部門ごとに現況を分析する中で、非効率な部門や不採算部門の改善策を徹底的に追求していく。</p> <p>事業の実施にあたっては、職員一人ひとりが福祉推進者であり経営者であるという自覚・意識を持ち、地域福祉部門と連携するとともに、事業統合にも努める。</p> <p>施設使用料については今後行政と協議する。</p>	<p>ふれあい福祉センターにおける介護サービス事業の事務所部分は、次期の指定管理者指定期間(H21～)等を考慮し、平成20年度を目途に有償貸付について決定する。なお、貸付の金額、方法等の決定にあたっては、社会福祉協議会の介護サービス事業に関する経営方針とその採算性を考慮する。 【厚生課】</p> <p>国庫補助金を受けて整備した老人福祉センター内のデイサービスセンター等の行政財産使用料徴収については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び施行令第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める処分制限期間が50年(鉄筋鉄骨コンクリート、鉄筋コンクリート)経過しなければならないと定められている。</p> <p>なお、補助金を受けないで整備した老人福祉センター内のデイサービスセンター等の行政財産使用料徴収については、次期の指定管理者指定期間(H21～)等を考慮し、平成20年度を目途に決定する。 【高齢者福祉課】</p>
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項				